

事務連絡
平成24年5月1日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療
主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

事務連絡
平成24年5月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」（平成24年4月17日付保医発0417第2号）をお送りしたところですが、下記のとおり誤記がございましたので差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所1

通知件名「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」を「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」に改める。

訂正箇所2

2の次に、以下を追加する。

3 別添3＜調剤技術料＞区分01調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1第2章第2部第2節第1款C108（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 別添3＜調剤技術料＞区分01調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第2節 在宅療養指導管理料</p> <p>第1款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフイン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、モルオキシコドン製剤又はフルビロフエンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスポーチャブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーチャブルタイプの連続注入器等に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であることができないものであること</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーチャブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髓性白血病、ヘアリーエリ一細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>	<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第2節 在宅療養指導管理料</p> <p>第1款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフイン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、モルオキシコドン製剤又はフルビロフエンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスポーチャブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーチャブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であることができないものであること</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーチャブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髓性白血病、ヘアリーエリ一細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>

(3) ~ (10) 略

C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブブレノルフイン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアキセチルビアルビザル注入ボンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であることができないものである

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーバル注入ボンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアルファロンドラム製剤を注入する療法又はインターフェロントマウス製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髓性白血病、ヘアリーカー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

別添 3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分 01 調剤料

(3) ~ (10) 略

C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブブレノルフイン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアキセチルビアルビザル注入ボンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であることができないものである

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーバル注入ボンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアルファロンドラム製剤を注入する療法又はインターフェロントマウス製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髓性白血病、ヘアリーカー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分 01 調剤料

けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウイの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適切と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウイの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適切と認められたものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。